

# Azure plan サービス利用規約

Ver. 1.0

ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。)は、お客様に「Azure plan」サービスを販売するに当たり、以下の通り利用規約(以下「本規約」といいます。)を定めます。

## 1. 定義

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「本サービス」とは、お客様が注文書に記載して申込みをした別表 1 記載のサービスをいいます。
- (2) 「本サービス提供元」とは、別表1記載の本サービス提供元をいいます。
- (3) 「本契約」とは、本規約に基づき当社とお客様との間で締結される本サービスの利用権の売買に関する契約をいいます。
- (4) 「サービス説明書」とは、当社が別に定める「Azure plan」に関するサービス説明書をいいます。
- (5) 「本サービス提供元の規約」とは、本規約の別表 1 に記載の本サービス提供元の規約をいいます。
- (6) 「顧客情報」とは、利用申込時又は本サービス提供中に、当社がお客様等及びエンドユーザーに関して取得する、個人情報を含む全ての情報をいいます。

## 第1章 総則

### 2. 目的及びサービス内容

#### ① 本サービスの利用権の再販

当社は、お客様に対し、本サービスを利用するために必要となる、本サービス提供元から利用許諾を受けうる権利(以下「本サービスの利用権」といいます。)を再販売(当社が本サービス提供元となる場合には単に販売)します。なお、お客様は、購入した本サービスの利用権に基づき、別途本サービス提供元から利用許諾を受ける必要があります。お客様は、別表 1 の各項番の(2)に記載の本サービス提供元が定める規約に同意の上、本契約をお申し込み頂いたものとし、本サービスのご利用にあたっては本規約を遵守するものとします。

- ② お客様が当社と特約を締結した場合は、特約が本規約及びサービス説明書に優先します。なお、特約に定めのない事項については、本規約及びサービス説明書が適用されます。

### 3. 利用権許諾の範囲

お客様は、本規約に定める諸条件のもとに、本サービスに含まれるソフトウェア、ドキュメント、組み込まれたイメージ等の非独占的、譲渡不能なライセンスを有償で利用することを、本サービス提供元により許諾されます。

## 第2章 契約の成立

### 4. 契約の成立及びサービス開始日

- ① お客様が当社所定の注文書に必要事項を記入し、記名捺印の上これを当社に提出し、当社が当該申込みを承諾し本サービス提供元に発注後、当社よりお客様に登録完了又は開通をもって承諾の通知を行います。当社が承諾の通知を発信した時点で本契約が成立します(以下「契約日」といいます)。
- ② 当社と本サービス提供元は、本サービス提供のための合理的な準備期間を考慮した上で契約日以降の日付をサービス開始日として決定し、第1項の通知によりお客様に通知します。

## 第3章 契約期間及びサービス提供

### 5. 契約期間及び契約の変更・終了

- ① 本契約は、第4条第1項に定める契約日を開始日とし、終了日は、第11条に基づき解除されない限り、当社所定の解約申込書に記載のサービス終了希望日が属する月の翌々月末日とします。
- ② お客様は、前項に定める当社所定の申込書を提出することにより、前項の定めに従い、本契約を終了させることができます。
- ③ お客様は、契約期間中であっても、当社所定の申込書を当社に提出することにより、本サービスのサブスクリプション数を追加出来ます。サブスクリプションの追加作業日は、当社の合理的な準備期間を考慮したうえ、当社が決定し、通知します。
- ④ お客様は、契約期間中であっても、当社所定の申込書を当社に提出することにより、サブスクリプション数の削減ができます。サブスクリプション数の削減作業日は、当社の合理的な準備期間を考慮したうえ、当社が決定し、通知します。

### 6. サポート

- ① お客様は、本サービスに関し、当社から本規約及びサービス説明書に定める範囲内でサポートを受けることが出来ます。
- ② 当社は、Azure 利用量を把握するための機能である「Azure Cost Management」(以下、「ACM」といいます。)及び「ACM」に関して表示される情報については、正確性、完全性、目的適合性について一切の保証をしないものとします。

### 7. お客様の氏名等の変更

お客様は、その氏名、商号、代表者、住所、所在地に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。

## 第4章 料金

### 8. 料金及び支払

- ① 当社は、当該末日現在のサブスクリプション数等課金単位に基づき本サービスの月額利用料金を算定し請求書を発行します。
- ② お客様は、当社発行の請求書記載の支払期限までに、請求書記載の料金額に消費税相当額を加えた金額を当社指定の方法で支払うものとします。なお、振込手数料など支払行為にかかる費用はお客様の負担とします。
- ③ 第18条第2項により、本サービスの利用料金に変更された場合、利用料金変更があった暦月から、変更後の月額利用料金をお支払いいただきます。本サービスの利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- ④ リソースを事前に一定期間予約するサービス「Azure Reservations」の利用料金に対する対応は本サービス提供元が定めるサービス仕様に基づき、お客様と当社で協議の上、実施致します。
- ⑤ お客様が「Azure Reservations」を契約期間の途中で解約した場合、利用料金は返金されません。

## 第5章 当事者の責任等

### 9. 禁止事項

- ① お客様は、本サービスの利用に際し次の各号のいずれかに該当する行為を行うことはできません。
  - (1)当社又は第三者の著作権又は商標権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
  - (2)当社又は第三者を誹謗、中傷する行為
  - (3)その他当社又は第三者の権利を侵害する行為、又は不当に不利益を与える行為又はそのおそれのある行為
  - (4)虚偽の事実を当社に届出る行為
  - (5)事実と反する情報を流布する行為
  - (6)本サービスを利用する際に他人の名前、名称又は商号を名乗るなど他人に成りすます行為
  - (7)本サービスに関し付与されたIDやパスワードを不正に使用し又は第三者に利用させる行為
  - (8)本サービスの利用のため接続するサーバーやネットワークを妨害したり混乱させたりする行為
  - (9)当社の設備に正当な権限無くアクセスする行為、当社の設備に過度な負担を与える行為、当社の設備を使用不能にする行為、その他当社サービスの提供及び運営に支障を与える行為
  - (10)本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により他人の個人情報を収集する行為
  - (11)本サービスを利用して電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為
  - (12)犯罪行為又はこれを助長する行為
  - (13)公序良俗に違反する又はそのおそれがある行為
  - (14)法令に違反する又はそのおそれがある行為
  - (15)本サービスに関するソフトウェア、ドキュメント又は組み込まれたイメージ等コンテンツの複製、頒布、貸与、送信(自動公衆送信、送信可能化を含む)、リース又は担保設定等をする行為、及び本サー

ビスを使用する権利を譲渡、転売又はその使用を許諾する行為

(16)本サービスに関するソフトウェア、ドキュメント又は組み込まれたイメージ等コンテンツを修正、翻訳、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、その他改造する行為、及び本サービスの派生製品を開発又は第三者に提供する行為、並びに本サービスの構成部分を分離して使用する行為

(17)本サービスを正常なビジネスにおける用途(メッセージの自動暗号化配信機能を備えた電子メール暗号化サービスを含む。)を超えて使用する行為、及び自己使用以外の商用その他不正の目的をもって利用する行為

(18)代理管理機能である AOBO (Admin On Behalf Of) を削除又は停止する行為

(19)その他当社が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為

- ② 当社は、お客様が前項各号のいずれかに違反する又はそのおそれがあると認めるときは、その理由を記した書面により、お客様にその是正を要求できるものとし、お客様は当社の要求に従うものとします。

## 10. サービスの停止

- ① 当社及び本サービス提供元は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を停止することができるものとします。

(1)天災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合

(2)本サービスに関連して、当社が設置又は管理する設備の保守を定期的に若しくは緊急に行う場合

(3)当社が設置又は管理する設備の異常、故障、障害その他本サービスをお客様及びその従業員に提供できない事由が生じた場合

(4)本サービスの前提となる日本マイクロソフト株式会社(以下「マイクロソフト」といいます。)との契約が終了した場合又はマイクロソフトが Azure plan の提供を中止した場合

(5)その他、当社が必要であると判断した場合

- ② 当社及び本サービス提供元は、お客様が本規約に違反したと判断した場合、お客様の本サービスの利用を全部又は一部を停止することができるものとします。

当社及び本サービス提供元が本サービスの全部又は一部を停止し、又はお客様による本サービスの利用の全部又は一部を停止した場合、当社及び本サービス提供元はお客様その他の第三者に対して、いかなる責任も負わないものとします。また、この場合でも、当該契約期間の料金の減額はなく、お客様は全額をお支払頂く必要があります。

## 11. 契約の解除

当社は、お客様が次の各号の一つに該当した場合、何らの催告を要せず通知により本契約を解除することができるものとします。

- (1) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分を受け、又は、民事再生手続、破産、会社更生手続などの開始申立があったとき
- (2) 営業の廃止、解散、あるいは営業の全部又は一部の譲渡、又は公官庁から業務停止、その他の業務継続不能の処分を受けたとき
- (3) 経営が相当悪化、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき
- (4) お客様、お客様の役員、従業員又は本契約におけるお客様の代理人若しくは媒介者が暴力団関係者であることが判明したとき
- (5) 本サービス又はサービス説明書記載の他のサービスにおいてお客様が本規約に違反すると当社が判断したとき
- (6) お客様が第9条第1項で禁止された行為を行ったと当社が判断したとき
- (7) 第10条に基づき本サービスの全部又は一部が停止され、又はお客様による本サービスの利用の全部又は一部が停止されたとき
- (8) 前各号のほか、当社がお客様による本サービス利用の継続が不適当と判断したとき

## 12. 遅延損害金

お客様は本契約に基づく金銭の支払を遅延した場合は、お客様は支払期限の翌日から支払済みに至るまで年 14.5 %の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

## 13. 免責

- ① 当社及び本サービス提供元は、本サービスの完全性、正確性、確実性、有用性等について保証を行うものではありません。本サービスの提供、遅滞、変更、停止若しくは中止、本サービスを通じて提供され又は保存された情報等の消失、本サービスで提供されるソフトウェアやサービスの不具合、その他本サービスに関連して発生したお客様の損害について当社及び本サービスの提供元は責任を負わず、料金の減免及び返金が行われません。
- ② 当社及び本サービス提供元は、天災、火災、騒乱等の不可抗力、前提サービスの全部又は一部の停止、変更又は廃止等その他当社の責に帰すことのできない事由により、本規約上の義務を履行できない場合には、その責を免れます。
- ③ お客様が本サービスを利用するために使用するパソコン、OS 及びブラウザ等の基本ソフトウェア、ネットワーク環境その他の設備及び環境の維持はお客様が自己の責任及び費用で行うものとし、当該設備又は環境等の不備に起因して生じた一切の損害につき、当社及び本サービス提供元はその責任を負わないものとします。
- ④ 当社及び本サービスの提供元は、お客様が管理するシステム及びデータ(電子メールシステム及び電子メールアドレスを含むが、これらに限定されません。)については責任を負わないものとします。

- ⑤ 本契約に基づき当社が免責される場合を除き、当社の責めに帰すべき事由によりお客様に損害が生じた場合には、お客様が当該損害の生じる直前に利用した本サービスの料金の 3 か月間分に相当する金額を限度とし、かつ直接損害に限り賠償します。逸失利益、特別損害、その他の間接損害は賠償の対象とはなりません。

## 第6章 一般条項

### 14. 秘密保持

- ① お客様及び当社が本サービスを利用又は提供するにあたり相手方の業務上の機密情報(本契約の内容も含まれます。)を知った場合、お客様及び当社(以下「受領者」といいます。)は相手方(以下「開示者」といいます。)の業務上の機密情報を含む一切の情報を本契約の契約期間のみならず、契約終了後においても第三者に開示、漏洩してはならないものとします。ただし、以下の場合はこの限りではありません。
- (1)開示の時に公知であるか、又は開示以降受領者の責めに帰すべき事由なく公知となった情報
  - (2)受領者が、開示者から開示される以前に、正当に保持していた情報
  - (3)開示者の機密情報を使用することなく、受領者が独自に取得又は開発した情報
  - (4)受領者が、権利を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく開示を受けた情報
  - (5)開示者が、機密情報から除外することを書面により同意した情報
- ② 受領者は、司法機関若しくは行政機関又は金融商品取引所等(以下「司法機関等」といいます。)から法令又は取引所規則(以下「法令等」といいます。)に基づき開示者の秘密情報の開示を求められた場合、事前又は事後速やかに開示の求めがあった事実を開示者に通知し、秘密情報を開示することができます。この場合、受領者は、開示する秘密情報が司法機関等において法令等の範囲内で秘密として取り扱われるよう最善を尽くし、開示者が開示の求めに対し法的に救済を求めるときは、合理的範囲内で開示者に協力するものとします。

### 15. プライバシーポリシー

- ① 当社は、当社プライバシーポリシーに定めるところにより、顧客情報(お申込時又はサービス提供中に、当社がお客様に関して取得する個人情報を含む全てのお客様に係る情報をいいます。以下同じとします。)を利用するものとします。
- 当社プライバシーポリシー  
<https://www.softbank.jp/corp/group/sbm/privacy/>
- ② 当社は、本サービス提供元の請求がある場合、本サービスに関する顧客情報全てを本サービス提供元に提供することがあります。
- ③ 当社は、お客様が本サービスの利用に際し当社に提供した以下の情報を法令に基づき適切に保管いたします。
- (1)本サービスのユーザーID 及びパスワード
  - (2)本サービスを利用する従業員等の氏名、所属部署及び役職
- ④ 当社は、お客様による本サービスのご利用状況を、本サービス提供元から取得することができるものとします。

16. 権利譲渡の禁止

お客様は理由のいかんにかかわらず本サービスの利用権その他本サービスの提供を受ける権利義務を当社の事前の同意なく第三者に譲渡・貸与し又は担保として供することはできないものとします。

17. 第三者への委託

当社は、自己の費用と責任により、本規約に基づく当社のサービス(第 6 条に定めるサポートを含みますが、それに限られません。)の遂行を第三者に委託することができるものとします。

18. 本サービスの仕様変更、その他の変更

- ① 当社は、合理的な範囲内で本サービスの内容の変更(本サービスの後継サービスへの移行、名称変更、顧客データ仕様の変更等を含むが、これに限定されません。以下「仕様変更等」といいます。)を行う場合があります。当社は、お客様に対し、仕様変更等を行う際には当社が適当と判断する方法によりその旨通知をいたします。
- ② 前項の仕様変更等の外、当社は、20 日前の書面による通知により、合理的な範囲内で本サービスを変更(仕様変更等、サービス料金及び本規約の条項の変更を含むが、これに限定されません。)できるものとします。ただし、料金の減額、その他お客様に不利にならないと当社が判断する変更については、かかる事前の通知をせずに変更することができるものとします。
- ③ 前2項の外、本サービス提供元により、本サービスの全部又は一部が変更されることをお客様は承諾するものとします。

19. 本サービスの廃止

- ① 当社が、相当期間を設けた書面による事前通知により本サービスの全部又は一部を廃止する場合があることを、お客様は予め承諾するものとします。
- ② 前項の外、本サービス提供元により、本サービスの全部又は一部が廃止されることをお客様は承諾するものとします。

20. 本規約の変更

当社は、合理的な範囲内で本規約の内容の変更(以下「本規約変更」といいます。)を行う場合があります。当社は、本規約変更を行う際には、お客様に対し、当社が予めお客様に通知した当社 Web ページ(<https://www.softbank.jp/biz/cloud/microsoft/azure/contract/>)への掲載、又は当社が適当と判断する方法による通知をいたします。

21. 法令遵守

当社及びお客様は、本サービスを利用又は提供するにあたり、電気通信事業法その他関係諸法令及び本規約等を遵守しなければならないものとします。

22. 存続条項

第 2 条、第 13 条乃至第 15 条、本条及び第 23 条に記載の当社及びお客様の権利と義務は本契約の終了後も効力を持つものとします。

23. 準拠法・裁判管轄

本契約に関する準拠法は日本法とします。また、本サービス又は本契約に関連してお客様と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を一番の専属的合意管轄裁判所とします。

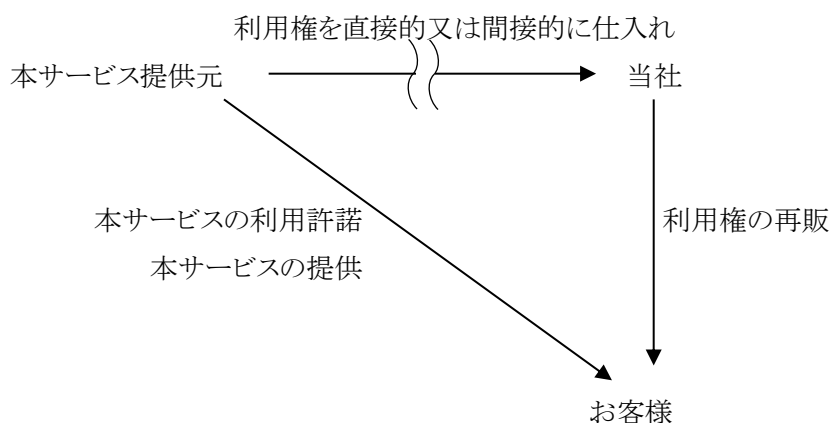


(2020年10月1日 制定実施)

以上

Azure plan サービス利用規約

別表 1 サービスの構成



項番	サービス名称	凡例 (1) 本サービス提供元 (2) 本サービス提供元の規約(※1) (3) 本サービスのサービスレベル保証(※1)
1	Azure plan	(1) 日本マイクロソフト株式会社  (2) マイクロソフト 顧客契約 <a href="https://www.microsoft.com/licensing/docs/customeragreement">https://www.microsoft.com/licensing/docs/customeragreement</a>  (3) サービスレベルアグリーメント <a href="https://azure.microsoft.com/ja-jp/support/legal/sla/">https://azure.microsoft.com/ja-jp/support/legal/sla/</a> に準じる。
2	Azure Cost Management	(1) 日本マイクロソフト株式会社  (2) マイクロソフト 顧客契約 <a href="https://www.microsoft.com/licensing/docs/customeragreement">https://www.microsoft.com/licensing/docs/customeragreement</a>  (3) サービスレベルアグリーメント <a href="https://azure.microsoft.com/ja-jp/support/legal/sla/">https://azure.microsoft.com/ja-jp/support/legal/sla/</a>

※1 最新版は、上記 URL 又は前提サービス提供元がその都度規約を掲載している WEB サイトを参照の上  
ご確認ください。

## データ処理に関する別紙

サービス名／契約名
・Azure planサービスのサポート業務

ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社が提供する業務又はサービス(以下「本サービス」といいます。)において、お客様の指示又は選択によりEU一般データ保護規則2016/679(以下「GDPR」といいます。)の適用がある個人データの処理を行う場合、この「データ処理に関する別紙」(以下「本別紙」といいます。)の定めを適用します。本別紙において、お客様はGDPR上の「管理者(controller)」、当社は「処理者(processor)」の立場となります。

本別紙は、本サービスにかかる契約条件(以下「原契約」といいます。)の一部をなすものとし、本別紙に定める事項は、GDPRの適用範囲において原契約に優先して適用されます。また、本別紙において、当社がお客様に対し、GDPR遵守に関して負う義務及び責任は、本別紙に定めるものに限られるものとします。

### 第1条 定義

本別紙において使用する用語は、以下に定める意味を有します。ただし、本別紙において定義されていないものについては、GDPR第4条の定義が適用されます。

- (1) 「GDPR等」とは、GDPRならびに自然人に関するプライバシー又はデータの使用若しくは処理に関するEU法及び欧州連合加盟国の国内法の総称とします。
- (2) 「データ主体」とは、GDPRに規定する識別された又は識別されうる自然人をいいます。
- (3) 「個人データ」とは、データ主体に関するあらゆる情報をいいます。
- (4) 「処理」とは、自動的な手段であるか否かに関わらず、個人データまたは個人データの集合に対して行われるあらゆる作業又は一連の作業をいいます。
- (5) 「管理者」とは、単独で又は他と共同して、個人データの処理の目的及び手段を決定する自然人、法人、公的機関、行政機関又はその他の団体をいいます。
- (6) 「処理者」とは、管理者のために個人データの処理を行う自然人、法人、公的機関、行政機関又はその他の団体をいいます。

### 第2条 当事者の義務

1. 当社は、本別紙に関連して個人データを処理する際は、GDPR等に定められる規定及び義務を遵守するものとし、かかる規定及び義務は、[別表1]記載の個人データの種類、データ主体のカテゴリー、処理の性質及び目的に及ぶものとします。当社は、[別表1]記載の処理の目的のためにのみ処理を実施します。
2. 当社が個人データを処理する場合、当社は、GDPR第28条3項に従い、以下の各号に定める義務を遵守します。

- (a) 当社は、EU法または欧州連合加盟国の国内法により当社の処理が義務付けられている場合を除き、お客様の書面による指示(本別紙又は原契約に定められるものを含みます。)にのみ従い、個人データの処理を行います。当社は、当該指示がGDPR等に違反するものとする場合には、直ちにお客様に通知します。また、当社がEU法または欧州連合加盟国の国内法により処理が義務付けられている場合には、重要な公共の利益に基づいて当該EU法または欧州連合加盟国の国内法により通知が禁止される場合(例:捜査遂行上、EU法または欧州連合加盟国の国内法により通知が禁止されている場合)でない限り、当社は、処理を行う前に、当該法律要件についてお客様に通知します。
- (b) 当社は、個人データの処理権限が与えられたすべての役員又は従業員に対し、秘密保持義務を負わせるものとします。ただし、これらの者が、欧州連合加盟国の国内法上の秘密保持義務を負っている場合はこの限りではないものとします。
- (c) 当社は、GDPR第32条に規定される個人データの保護のための適切な技術的及び組織的対策を講じなければならないものとします。当該対策の具体的内容は、最新版の情報セキュリティポリシー(<https://www.softbank.jp/corp/group/sbm/security/>)において定めます。ただし、これらの対策について、本サービスの仕様書・説明書等に追加記載がある場合には、当該追加記載が優先して適用されるものとします。
- (d) 当社が他の処理者(以下「復処理者」という。)に個人データの処理を委託する場合には、本条第6項の定めに従うものとします。
- (e) 当社は、処理の性質を考慮したうえ、お客様が、GDPR第3章に規定されるデータ主体の権利行使に応じる義務を履行するために合理的に要求される適切な技術的及び組織的対策を講じることによって、お客様を支援するものとします。当社が、データ主体の権利行使に関する要求を受領した場合、お客様に直ちに通知するものとします。
- (f) 当社は、処理の性質及び当社が取得可能な情報を考慮したうえ、お客様が、GDPR第32条(個人データ処理における保護)、第33条(個人データ侵害の欧州監督当局への通知)、第34条(データ主体への個人データ侵害の通知)、第35条(データ保護影響評価の実施)、及び第36条(データ保護影響評価の結果、高リスクであると判断される場合の欧州監督当局との事前協議)の各条文に規定される義務を履行するため、お客様を支援するものとします。
- (g) 当社は、原契約に基づく本サービスの提供が終了する場合は、EU法または欧州連合加盟国の国内法が個人データの保存を義務付けている場合を除き、本サービス提供後、すべての個人データ(その複製物を含みます。本項において以下同じとします。)を削除するものとします。お客様は、本サービス利用終了までの間に、お客様自身の責任で、データのバックアップ及びダウンロード等の移管を行うものとします。ただし、本サービス提供終了の30日前までにお客様から個人データの返却を希望する旨の書面による通知がなされた場合において、当該返却が物理的に可能なときは、当社はお客様に対し個人データを返却します。なお、お客様の責めによる事情により本サービスの提供が終了する場合には、お客様は個人データの返却を受けられないものとします。

- (h) 当社は、お客様から事前に書面で依頼があった場合は、GDPR第28条の義務の遵守を証明するために合理的に必要とされるすべての情報(当社において、セキュリティ上の観点その他の理由により機密として保持する必要がある情報を除く)を、お客様に提出するものとします。なお、お客様又は監査人による監査は、お客様から事前の書面により依頼があった場合かつ、当社がGDPR第28条の処理者の義務の遵守を証明できなかつたと合理的に認められる場合に限り、当社の営業時間内において、当社の内部手続に従って行うことができるものとします。
3. 当社は、GDPR第33条2項に従い、個人データの侵害を発見したときは、遅滞なく、お客様に必要な事項を通知するものとします。
  4. 当社は、GDPR第30条2項に従い、処理行為に関する記録を保存するものとします。
  5. お客様以外の管理者(お客様の親会社、子会社、関連会社等を含みます。)が本サービスを利用する場合においては、お客様は、本別紙上の権利義務につき、お客様以外の管理者の代理人となるものとします。お客様以外の管理者が当社に対して直接請求できる権利を有する場合には、お客様が当該権利を行使するものとし、お客様以外の管理者から取得が必要な承諾をお客様が取得するものとします。当社が、お客様に対して情報を通知又は提供した場合には、当社は、お客様以外の管理者に対しても当該情報を通知又は提供する義務を履行したものとします。
  6. 当社が適切であると判断する復処理者を利用して特定の処理業務を委託することにつき、お客様はあらかじめ包括的に承諾するものとします。この場合において、当社が復処理者を追加又は交代する場合は、あらかじめお客様に対し通知するものとします。お客様が当該通知から30日以内に理由を付した書面にて異議を申し立てなかった場合は、当社は当該復処理者を利用して、特定の処理業務を委託することができるものとします。

お客様の正当な異議申立てに対し、当社による合理的な対応がなされない場合、お客様は異議申立てから30日以内に書面で当社に通知することにより、違約金等の追加の金員を支払うことなく、影響を受ける範囲において本サービスの契約を解約することができるものとします。

なお、当該復処理者は、本別紙において当社がお客様に負うものと同一の義務を負うものとし、当該復処理者が当該義務を遵守しないときは、当社がお客様に対して当該責任を負うものとします。

### 第3条 不可抗力

当社は、天災地変、ストライキ、暴動、戦争その他の不可抗力により、本別紙で規定する義務の履行ができなかった場合又は義務の履行が遅滞した場合、お客様に対し損害を賠償する責を負わないものとします。

以上

[別表 1]

個人データの種類
氏名 個人の住所 仕事上の住所 個人の電話番号 仕事上の電話番号 電子メールアドレス ソフトウェア／システムユーザーアカウント ネットワークに関する情報(IP アドレス、ネットワーク名) 電子メール、通信及びファイル 仕事上の情報及び文書(例えば、作業ファイル) 財務に関する情報及び文書(例えば、勘定、給与、財務諸表) 個人に関する情報及び文書(例えば、写真、個人用文書) Cookie 情報 その他
データ主体のカテゴリー
管理者の従業員 管理者の取引先の従業員 管理者の顧客の従業員 管理者の最終消費者／ユーザー 管理者の顧客／取引先の最終消費者／ユーザー その他
処理の性質及び目的
電話および E メールによる各種問合せ対応時に契約確認を行うため
処理の期間
お客様との契約終了後、契約終了までに発生した請求の処理の終了まで